

鶴間台6区建築協定 内規

本内規は、鶴間台6区建築協定書第6条第2項の規定に基づく本条第1項の内容について、全協定者が同一の理解、解釈をするための補足説明書である。又、その他の条文内での届出用紙等を定めたものである。

本内規に記載されていない事例については、別途、運営委員会で協議し決定するものとする。

建築基準法：以下「法」という。

建築基準法施行令：以下「政令」という。

1 第6条（建築物に関する基準）について

（1）建築物の敷地

ア 建築確認申請上の取り扱いは、別添A図のとおりとする。

令第1条第1項第1号「敷地」の定義によるが、本建築協定区域内での各敷地の形状は、本協定書別添A図のとおりとする。又、その他について次のとおり遵守するものとする。

① 幅員2mの東西通路部分には、通行に支障のある工作物等を設置してはならない。ただし、通路境界線上に設置される通常の形態の門、塀、生垣等はこの限りではない。⇒(別図 a 参照)

イ 容積率、建ぺい率の算定については、別添B図のとおりとする。

建築確認申請書第3面内の記入については、次のとおりとする。

① 「7. 敷地面積」イ欄には、本協定書別添A図にて算定した敷地面積を記入する。

② 「10. 建築面積」ロ欄及び「11. 延べ面積」ト欄には、上記①の敷地面積を基にした割合の数値を記入する。ただし、「実際の計画建築物」の容積率及び建ぺい率の算定の際の敷地面積は、本協定書別添B図のとおりとする。

（2）建築物の位置

協定書のとおりとする。

（3）建築物の高さ

地階を除く階数は3以下とし、地盤面からの高さは10m以下とする。

本用語の定義は、法及び政令によるが、次のことに注意すること。

- ・ 屋上の手すりは格子状に限る。
- ・ 階段室等の塔屋をつくってはならない。

(4) 盛土はしない。

地盤面については、現況地盤面を変えないものとする。ただし、隣地に対し支障のない小規模な盛土等で、運営委員会が認めた場合はこの限りでない。

2 第13条第1項（協定者の義務）について

届出用紙は内規様式第1号による。

3 第13条第2項（協定者の義務）について

届出用紙の表紙は、内規様式第2号による。

4 第14条（協定の変更）について

申請用紙は、大和市建築協定条例施行規則第2号様式による。

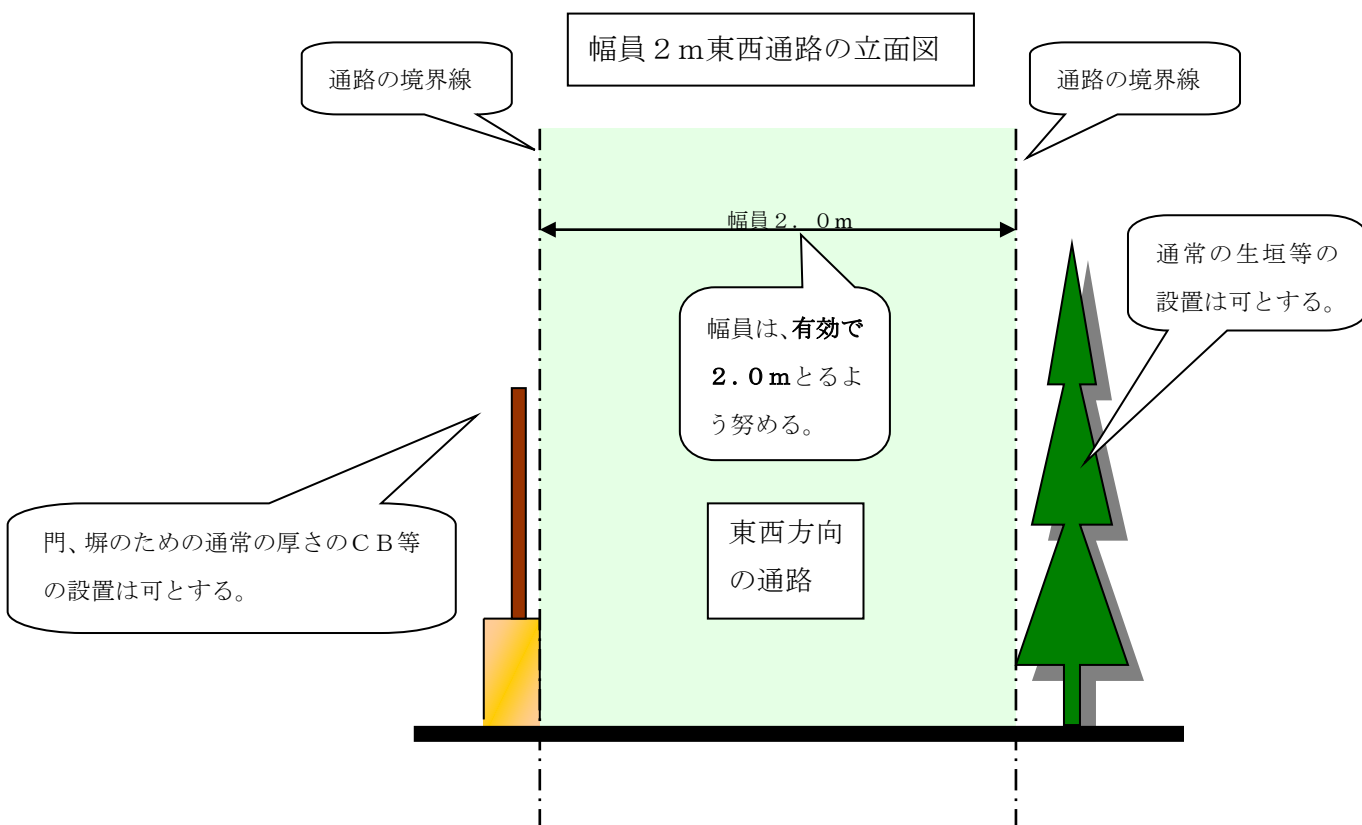
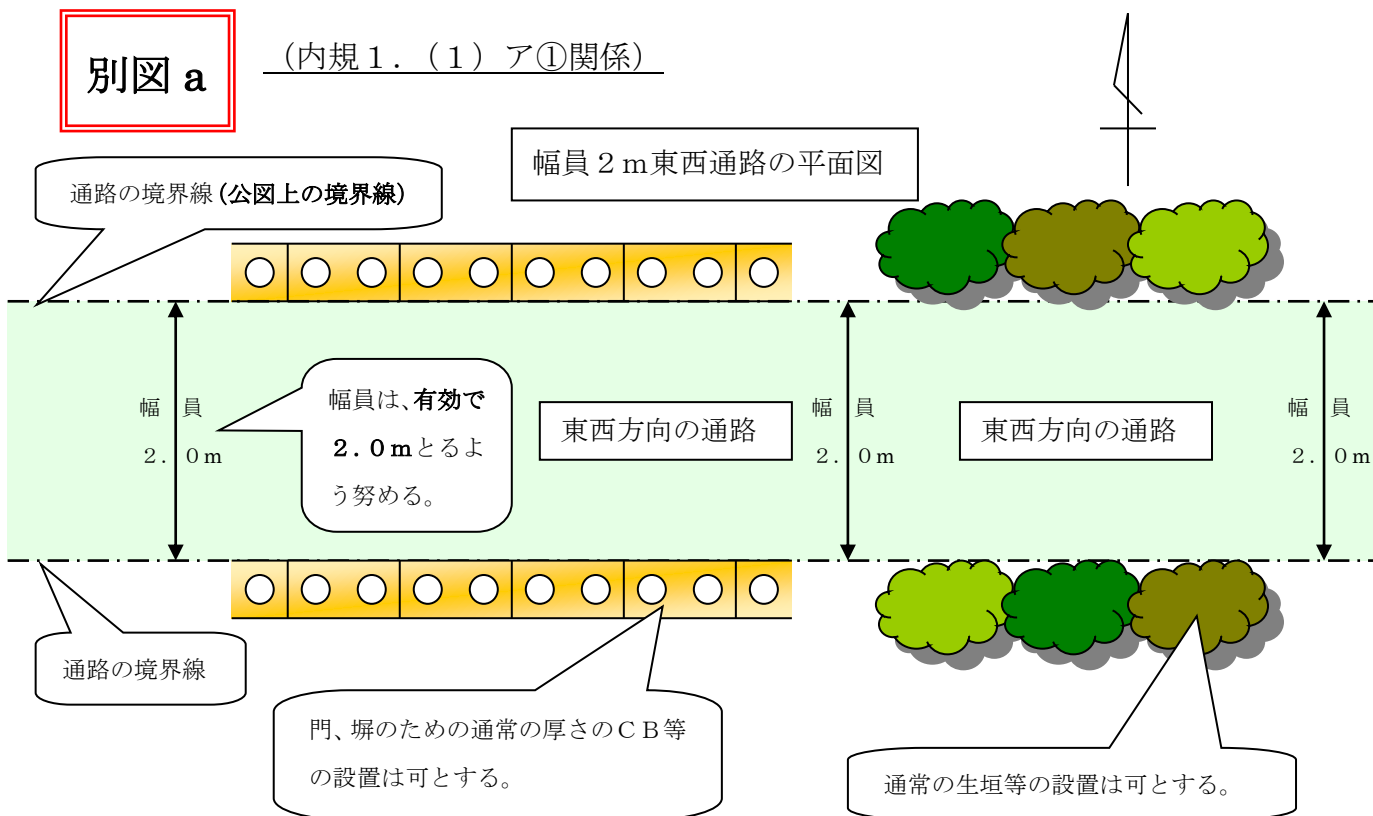
5 第15条（協定の廃止）について

申請用紙は、大和市建築協定条例施行規則第2号様式による。

鶴間台6区建築協定内規 別図

別図 a

(内規 1. (1) ア①関係)



鶴間台6区建築協定
建 築 計 画 届

鶴間台6区建築協定運営委員会 御中

鶴間台6区建築協定・協定者

住所

氏名

印

下記の物件について、建築確認申請等を行いますので、予め図面の写しを提出いたします。

協定者名	
所在地 (建築確認申請地)	大和市鶴間一丁目3055番_____
建築物の規模	構造： <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他(_____) 階数：地上_____ 地下_____
提出図面	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> (_____) <input type="checkbox"/> (_____) <input type="checkbox"/> (_____)
備考	

*□には、レ点をする。

鶴間台6区建築協定 運営委員会細則

(目的)

第1条 この内規は、鶴間台6区建築協定（以下「協定」という。）第7条に基づき、協定に定めるもののほか、鶴間台6区建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定め、その運営を円滑にすることを目的とする。

(委員の選出)

第2条 委員は、鶴間台6区内の各組から1名を原則として協定者間の互選とし、5名を選出する。

2 委員会内の役割は選出された5名の委員間の互選とする。

3 委員の任期は10年とする。ただし、任期中の委員が、業務遂行が困難な状態になったと委員長が判断した場合には当該委員を解任し、協定者の中から委員会の承認をもって新任することができる。

(委員会の組織)

第3条 委員会には、委員長、副委員長、書記各1名を置く。

2 委員長は委員会を代表し、この協定の運営事務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事務遂行に支障があるときはこれを代理する。

4 委員会の会計事務は、6区区長がその任に当たる。

5 委員会の会計監査は、6区の会計監査がその任に当たる。

6 委員長の任期が満了したとき、又は委員長が欠けたときは、新たに委員長になった者が、速やかにその旨を大和市長に報告するものとする。ただし、再任されたときはこの限りではない。

(召集)

第4条 委員会の招集は、必要に応じ委員長が行う。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、協定の運営に関する次の事項を処理する。

(1) 建築確認申請に関する所定の書類を、所有者等より受理したときは、速やかに委員会を開催し、協定第6条に定める建築物に関する基準との整合を審査する。その結果については、連絡表（細則様式第1号）に必要事項を記入の上、当該所有者等に、同表を発行する。なお、提出された書類は、審査終了後、当該所有者等に返却するものとする。

(2) 協定第10条、第11条及び第13条に定める事項

(3) その他協定の運営に関する事項

(議決)

第6条 委員会は、委員4名以上の出席で成立し、その議決は出席者の全員一致をもって決する。

(議事録の作成及び保管)

第7条 委員会の議事については、議事録(細則様式第2号)を作成しなければならない。

2 議事録には議題、議事の経過及びその結果を記載する。

3 委員長は議事録を保管し、利害関係人の請求がある場合には、これを閲覧させなければならない。

(経費)

第8条 委員会にかかる諸経費は、鶴間台6区の区費の一部をもって充当する。

(委任)

第9条 委員会の必要事項で、この内規に定めたもの以外は、委員会の承認を得て委員長がこれを定める。なお、年度末には全協定者に対し、議事録の開示及び鶴間台6区の報告事項の1項として会計報告を行うものとする。

平成 年 月 日

鶴間台6区建築協定

連絡表

大和市長 様

鶴間台6区建築協定運営委員会
委員長 ⑩

下記の物件について、協定第6条による審査をした結果、支障ないことを認めます。

申請者住所

申請者氏名

申請場所 大和市鶴間一丁目3055番
